

令和2年第2回小金井市教育委員会定例会議事日程

令和2年2月17日(月)

午後1時30分開会

801会議室

日程	議題
第1	会議録署名委員の指名
第2 議案第1号	教科書の採択方法に関する請願書
第3 議案第3号	小金井市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
第4 議案第4号	小金井市学校運営協議会に関する規則
第5 議案第5号	小金井市総合体育館及び小金井市栗山公園健康運動センターの指定管理者の指定に関する議案の提出依頼について
第6 協議第1号	小金井市教育相談所、もくせい教室の今後の在り方について
第7 協議第2号	成年年齢引き下げに伴う成人の日記念行事について
第8 報告事項	1 令和元年度小金井市小・中学校連合作品展について 2 第11回中学校「東京駅伝」大会について 3 令和元年度「小金井教育の日」について 4 令和元年度小金井市教育委員会児童・生徒表彰について 5 働き方改革キャンペーンについて 6 東京2020オリンピック競技大会のボランティア募集について 7 その他 8 今後の日程
第9 代処第3号	職員の人事異動に関する代理処理について
第10 代処第4号	職員の退職に関する代理処理について
第11 代処第5号	職員の分限処分に関する代理処理について
第12 代処第6号	職員の分限処分に関する代理処理について
第13 代処第7号	職員の人事上の措置に関する代理処理について
第14 代処第8号	職員の人事異動に関する代理処理について
第15 議案第6号	校長・副校長の任命(転任・新任)に係る内申について

議案第3号

小金井市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

小金井市立学校の管理運営に関する規則の一部を別紙のように改正する。

令和2年2月17日提出

小金井市教育委員会
教育長 大熊雅士

(提案理由)

東京都立学校の管理運営規則の一部を改正する規則の施行並びに学校共同事務室及び学校運営協議会の設置に伴い、規定の整備をする必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

小金井市立学校の管理運営に関する規則（昭和53年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和31年法律第162号」の次に「。以下「地教行法」という。」を加える。

第6条の2第3項中「教諭、養護教諭、非常勤講師及び嘱託員（教科等を指導する者）」を「所属職員」に改め、同条に次の1項を加える。

7 学校の実情に照らし、必要があると認めるときは、校長及び副校長を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童又は生徒の食に関する指導及び学校給食の管理をつかさどる主幹教諭を置くことができる。

第6条の5の見出しを「（主任教諭、主任養護教諭及び主任栄養教諭）」に改め、同条に次の1項を加える。

3 学校に、特に高度の知識又は経験を必要とする栄養教諭の職として、主任栄養教諭を置くことができる。

第12条の7を第12条の9とし、第12条の6を第12条の8とし、第12条の5を第12条の7とし、同条の前に次の1条を加える。

（学校運営協議会）

第12条の6 委員会は、学校運営及び当該運営への必要な支援について協議する機関として、学校ごとに地教行法第47条の5第1項の規定により、学校運営協議会を置くことができる。

2 学校運営協議会について必要な事項は、別に定める。

第12条の4を第12条の5とし、第12条の3の次に次の1条を加える。

（学校共同事務室）

第12条の4 委員会は、学校に係る事務の共同実施により当該事務の効果的な実施に資するため、地教行法第47条の4第1項の規定により、委員会が指定する2以上の学校のうちいづれか一の学校に、学校共同事務室を置くことができる。

2 学校共同事務室に室長及び所要の職員を置く。

3 学校共同事務室について必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

議案第3号資料

小金井市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正規則	現行規則	備考
(目的) 第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「地教行法」という。）第33条の規定に基づき、小金井市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。 (主幹教諭) 第6条の2 省略 2 省略 3 主幹教諭は、担当する校務について、 <u>所属職員</u> を監督する。 4 } 省略 5 } 6 } 7 <u>学校の実情に照らし、必要があると認めるときは、校長及び副校長を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童又は生徒の食に関する指導及び学校給食の管理をつかさどる主幹教諭を置くことができる。</u> (主任教諭、主任養護教諭及び主任栄養教諭)	(目的) 第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条の規定に基づき、小金井市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。 (主幹教諭) 第6条の2 省略 2 省略 3 主幹教諭は、担当する校務について、 <u>教諭、養護教諭、非常勤講師及び嘱託員（教科等を指導する者）</u> を監督する。 4 } 省略 5 } 6 } (主任教諭及び主任養護教諭) 第6条の5 省略 2 省略	規定の整備 用語の整備 主幹栄養教諭に関する規定の追加 規定の整備
第6条の5 省略 2 省略		

3 学校に、特に高度の知識又は経験を必要とする栄養教諭の職として、主任栄養教諭を置くことができる。
(学校共同事務室)

第12条の4 委員会は、学校に係る事務の共同実施により当該事務の効果的な実施に資するため、地教行法第47条の4第1項の規定により、委員会が指定する2以上の学校のうちいづれか一の学校に、学校共同事務室を置くことができる。

2 学校共同事務室に室長及び所要の職員を置く。
3 学校共同事務室について必要な事項は、別に定める。

(学校運営連絡会)
第12条の5 省略
(学校運営協議会)

第12条の6 委員会は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校ごとに地教行法第47条の5第1項の規定により、学校運営協議会を置くことができる。

2 学校運営協議会について必要な事項は、別に定める。
(学校徴収金に関する事務処理)

第12条の7 省略
(学校評価)

第12条の8 省略
(部活動)

第12条の9 省略

付 則

この規則は令和2年4月1日から施行する。

主任栄養教諭に関する規定の追加
学校共同事務室に関する規定の追加

同上
同上
条の繰下げ
学校運営協議会に関する規定の追加

同上
条の繰下げ
同上
同上

(学校運営連絡会)

第12条の4 省略

(学校徴収金に関する事務処理)

第12条の5 省略

(学校評価)

第12条の6 省略

(部活動)

第12条の7 省略

議案第4号

小金井市学校運営協議会に関する規則

小金井市学校運営協議会に関する規則を別紙のように制定する。

令和2年2月17日提出

小金井市教育委員会
教育長 大熊雅士

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6の規定により、学校運営協議会を設置するため、本案を提出するものであります。

小金井市学校運営協議会に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5第1項の規定により設置する小金井市学校運営協議会（以下「協議会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(協議会の目的)

第2条 協議会は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、小金井市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限及び責任の下、地域住民（協議会を設置する学校の所在する地域の住民をいう。以下同じ。）、保護者その他の関係者（以下「地域住民等」という。）が学校運営に参画し、学校と地域住民等との間の信頼関係を深めることで、学校運営の改善及び児童生徒の健全育成に取り組むものとする。

(設置)

第3条 教育委員会は、前条の目的を達成するため、学校ごとに協議会を設置することができる。

- 2 教育委員会は、協議会を設置しようとするときは、協議会を設置する学校（以下「対象学校」という。）の校長及び地域住民等の意向を踏まえるものとする。
- 3 教育委員会は、協議会を設置するときは、対象学校を明示し、当該対象学校の校長に対して通知するものとする。

(学校運営に関する基本的な方針)

第4条 対象学校の校長は、次に掲げる事項について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 教育課程の編成に関すること。
 - (2) 組織編成に関すること。
 - (3) 学校予算の編成及び執行に関すること。
 - (4) 施設管理及び施設設備等の整備に関すること。
 - (5) その他対象学校の校長が必要と認める事項
- 2 対象学校の校長は、前項の規定により、承認を得た基本的な方針に基づき、学校運営を行うものとする。

(学校運営等に関する意見の申出)

第5条 協議会は、前条第1項各号に掲げる事項の承認のほか、対象学校の運営に関

する事項について、教育委員会又は対象学校の校長に対して意見を述べることができる。

2 協議会は、対象学校の市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する教職員の採用その他の任用に関する事項（学校運営に関する基本的な方針の実現に資する事項であって、学校の教育上の課題を踏まえたものに限る。ただし、特定の個人に係るもの並びに分限及び懲戒に関する事項を除く。）について、教育委員会を経由し、東京都教育委員会に対して意見を述べることができる。

3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ対象学校の校長の意見を聴取するものとする。

（住民の参画の促進等のための情報提供）

第6条 協議会は、対象学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

2 協議会は、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を地域住民等に積極的に提供するよう努めるものとする。

（学校運営等に関する評価）

第7条 協議会は、毎年度1回以上対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

（委員の任命）

第8条 協議会の委員は、15人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 対象学校に在籍する児童生徒の保護者
- (2) 地域住民
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 対象学校の校長、副校長及び教職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

2 前項の規定による任命に当たり、対象学校の校長は、委員の任命に関する意見を申し出ることができる。

3 第1項の任命に当たり、教育委員会は、対象学校の校長に対し、委員の候補者について推薦を求めることができる。

（委員の任期）

第9条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(守秘義務等)

第10条 委員は、法令等に特別の定めがある場合を除くほか、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項に規定するもののほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員の職の信用を傷つけ、又は委員の職全体の不名誉となるような行為
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用する行為
- (3) その他協議会及び対象学校の運営に著しく支障を来す行為

(報酬)

第11条 委員の報酬は、特別職の給与に関する条例（昭和31年条例第22号）に定めるところによる。

(委員の解任)

第12条 教育委員会は、委員から辞任の申出があった場合のほか、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、委員を解任することができる。

- (1) 第10条の規定に違反したとき。
 - (2) 委員が心身の故障のために職務を遂行することができないとき。
 - (3) その他委員に必要な適格性を欠くと認めるとき。
- 2 対象学校の校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、速やかに教育委員会に報告しなければならない。
- 3 教育委員会は、委員を解任するときは、当該委員にその理由を示さなければならぬ。

(会長及び副会長)

第13条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第14条 会長は、協議会の会議（以下「会議」という。）を招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 議決事項に利害を有する委員は、当該議決事項に関して議決権を有しない。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の第三者に会議の出席を求め、意

見を聞くことができる。

(会議の公開)

第15条 協議会の会議は、公開とする。ただし、対象学校の職員の人事に関する事項その他協議会の適正な運営に支障があると認められる事項について、会議で議決したときは、公開しないことができる。

- 2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。
- 3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。
- 4 会長は必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

(研修)

第16条 教育委員会は、委員に対して協議会の役割及び責任について正しい理解を得るために、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第17条 教育委員会は、協議会の運営状況について的確な把握を行い、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、必要に応じて指導及び助言を行うものとする。

- 2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めなければならない。

(設置の取消し)

第18条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合で、前条による指導及び助言を行ったにもかかわらず、事態が改善しない場合には、協議会の設置を取り消すことができる。

- (1) 協議会としての活動実態がないと認められるとき。
 - (2) 協議会としての合意形成を行うことができないと認められるとき。
 - (3) その他、協議会の運営に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるとき。
- 2 教育委員会は、協議会の設置を取り消すときは、取消事由を明示し、対象学校の校長に対して通知するものとする。

(委任)

第19条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
(準備行為)
- 2 第8条の規定による委員の任命に関し必要な行為は、この規則の施行前においても、行うことができる。

議案第5号

小金井市総合体育館及び小金井市栗山公園健康運動センターの指定管理者の指定に関する議案の提出依頼について

小金井市総合体育館及び小金井市栗山公園健康運動センターの指定管理者の指定に関する議案を下記のとおり提出依頼する。

令和2年2月17日提出

小金井市教育委員会
教育長 大熊雅士

記

1 管理を行わせる公の施設の名称及び位置

(1) 名称 小金井市総合体育館

位置 小金井市閔野町一丁目13番1号

(2) 名称 小金井市栗山公園健康運動センター

位置 小金井市中町二丁目21番1号

2 指定管理者の名称及び主たる事業所の所在地

名称 TAC・FC東京・TGST共同事業体

所在地 東京都中野区中野二丁目14番16号

3 指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

(提案理由)

小金井市総合体育館及び小金井市栗山公園健康運動センターの指定管理者の指定に関する議案を市議会に提出されるよう市長に依頼するため、本案を提出するものであります。

議案第 号

小金井市総合体育館及び小金井市栗山公園健康運動センターの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による公の施設の管理を行わせる者を下記のとおり指定する。

令和2年 月 日提出

小金井市長 西 岡 真一郎

記

1 管理を行わせる公の施設の名称及び位置

(1) 名称 小金井市総合体育館

位置 小金井市閑野町一丁目13番1号

(2) 名称 小金井市栗山公園健康運動センター

位置 小金井市中町二丁目21番1号

2 指定管理者の名称及び主たる事業所の所在地

名称 TAC・FC東京・TGST共同事業体

所在地 東京都中野区中野二丁目14番16号

3 指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

(提案理由)

小金井市総合体育館及び小金井市栗山公園健康運動センターに係る指定管理者を指定する必要があるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案を提出するものであります。

T A C ・ F C 東京・ T G T S 共同事業体の概要

1 共同事業体の代表者の名称及び所在地

株式会社東京アスレティッククラブ

東京都中野区中野二丁目 14番16号

2 共同事業体の構成団体の名称及び所在地

(1) 東京フットボールクラブ株式会社

東京都江東区猿江二丁目 15番10号

(2) 東京ガスファシリティサービス株式会社

東京都新宿区西新宿三丁目 7番1号

3 共同事業体の代表者及び構成団体の概要

(1) 株式会社東京アスレティッククラブ

ア 設立 昭和44年2月6日

イ 設立目的

(1) 有価証券の投資保有

(2) 不動産の投資保有

(3) 書籍・雑誌・情報誌の出版及び販売

(4) 企業経営全般にわたる経営コンサルティング業及びその調査資料の販売

(5) インターネットを利用した各種情報提供サービス

(6) 冠婚葬祭に関する情報の提供及び仲介斡旋

(7) 料理店（日本料理、西洋料理、中華料理、酒類）営業

(8) 喫茶、軽飲食店業

(9) スポーツセンター営業

(10) 心身の健康管理、体力測定及び運動処方の指導

(11) 栄養指導及び生活指導

(12) 体力の測定器具、運動器具の開発、製造及び販売

(13) ヨット、モーターべーと及びその他船舶の航法の技術指導及び各種船舶の賃貸、売買

(14) 潜水、水上スキー、釣の技術指導及び印刷物の発行

(15) 各種スポーツ用具の販売

- (イ) 旅行業
- (ア) 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療用具、治療衛生材料の販売
- (イ) 食品、食品添加物、装身具及び日用品雑貨の製造並びに販売
- (イ) 広告宣伝、企業の販売促進活動の企画、制作及び広告代理業
- (イ) 整骨院及び鍼灸・マッサージ業務営業所の経営
- (イ) 介護保険法に基づく居宅サービス事業
- (イ) 介護保険法に基づく介護予防サービス事業
- (イ) 介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業
- (イ) 介護保険法に基づく福祉用具貸与事業及び販売事業
- (イ) 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業
- (イ) 毒物、劇物の販売
- (イ) 建物及び建物付属設備の清掃、維持管理業務
- (イ) 保育所の経営
- (イ) 古物営業法に基づく古物商
- (イ) 一般貨物自動車運送事業
- (イ) 特定貨物自動車運送事業
- (イ) 貨物軽自動車運送事業
- (イ) 貨物利用運送事業
- (イ) 引越し荷役事業及び作業請負、梱包事業及び梱包材料資材の販売
- (イ) 老人ホーム及び高齢者向け住宅に関する情報の提供、不動産の売買・賃貸・管理及び仲介斡旋
- (イ) 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する事業
- (イ) 計備業法に基づく施設警備・雜踏警備・機械警備・交通誘導警備・貴重品運搬警備・人の身体に対する危害の発生を、その身辺において警戒し、防止する業務
- (イ) 産業廃棄物収集運搬業
- (イ) 建設業並びに建設工事の企画、調査、測量、設計、施工及び管理
- (イ) (1)から(4)までに附帯する一切の業務

ウ 資本金 50,000,000円

エ 売上高 4,439,305,551円

オ 従業員数 1,431人

カ 主な事業実績

- (7) 中野区中野体育館
 - (8) 江戸川区スポーツセンター
 - (9) 洞峰公園等（2施設）
 - (10) 国分寺市体育施設（8施設）
 - (11) 小金井市総合体育館及び小金井市栗山健康運動センター
 - (12) 狛江市体育施設（9施設）
 - (13) 杉並区上井草スポーツセンター（2施設）
 - (14) 仙台市宮城広瀬総合運動場
 - (15) 仙台市葛岡温水プール（3施設）
 - (16) 取手市立取手グリーンスポーツセンター
 - (17) アゼリア21（2施設）
 - (18) 中野区産業振興センター
 - (19) 浜松市浜北総合体育館他（8施設）
 - (20) 生駒市井出山体育施設（4施設）
 - (21) 新宿区立新宿スポーツセンター
 - (22) 茅ヶ崎市屋内温水プール
 - (23) 中野スポーツ・コミュニティプラザ（2施設）
 - (24) 玉野市体育施設等（6施設）
 - (25) 杉並区永福体育館
 - (26) 中野区鷺宮スポーツ・コミュニティプラザ（2施設）
 - (27) 甲良町温水プール及び甲良町一般入浴施設香良の湯
- (2) 東京フットボールクラブ株式会社

ア 設立 平成10年10月1日

イ 設立目的

- (1) サッカーチームの経営
- (2) サッカー・その他スポーツ競技会、および各種イベントの企画・運営・支援
- (3) サッカー・その他スポーツの選手・コーチの養成・指導
- (4) サッカースクール・サッカークリニックの運営・開催
- (5) サッカー競技場等のスポーツ施設の管理・運営
- (6) プロスポーツ選手のマネジメント業務
- (7) キャラクター商品の企画・制作・販売、およびこれらの著作権・商標権・

意匠権の管理

(1) 各種放送番組、コマーシャルに関する企画・制作、およびコンパクトディスク・ビデオテープ等の音楽・映像等を録音、録画した商品の企画・制作・販売

(2) 広告・宣伝・出版業務

(3) スポーツファンクラブの運営

(4) (1)から(3)までに附帯関連する一切の業務

ウ 資本金 1,187,000,000円

エ 営業収益 4,844,484,000円

オ 従業員数 56人

カ 主な事業実績

(1) 杉並区上井草スポーツセンター

(2) 杉並区妙正寺体育館

(3) 杉並区永福体育館

(4) 小金井市総合体育館及び小金井市栗山公園健康運動センター

(3) 東京ガスファシリティサービス株式会社

ア 設立 昭和55年2月1日

イ 設立目的

(1) ビルの管理およびビル管理に関するコンサルティング業務

(2) 福利厚生施設・運動施設の管理業務

(3) 土木工事・建築工事・電気工事・管工事・消防施設工事・造園工事・工作物撤去工事の請負および施工業務

(4) エネルギー施設の運転管理保守業務

(5) 警備防災業務

(6) 駐車場の管理業務

(7) リネンサプライ業務

(8) 造園・緑化の設計および維持管理ならびに観葉植物の賃貸業務

(9) 貨物利用運送業務

(10) LPGの保安業務に関する緊急時連絡業務

(11) 都市ガスの保安監視に関する業務

(12) 旅行業

(13) 損害保険の代理業

- (イ) 文書の印刷・保存および集配業務
- (ロ) たばこ・日用雑貨品・飲食物の販売
- (ハ) 公衆電話受託業務
- (ホ) 携帯電話・簡易型携帯電話の販売代理店業
- (ヘ) 切手・印紙の売りさばき
- (ヘ) E T C および飲食店の利用料金回収に関する業務
- (リ) (イ)から(ヘ)までに附帯関連する一切の業務

ウ 資本金 50,000,000円

エ 売上高 9,915,464,000円

オ 従業員数 562人

カ 主な事業実績

小金井市総合体育館及び小金井市栗山公園健康運動センター

議案第 号資料 2

指定管理者候補者の選定経過

1 公募の公表

市報令和元年10月15日号及び市ホームページで募集の公表

2 現地説明会の開催

令和元年10月25日（金）午後1時から総合体育館会議室で実施

3 質問書の提出期日

令和元年10月31日（木）

4 質問書の回答

令和元年11月7日（木）に市ホームページで回答

5 図面閲覧及び応募書類の提出

令和元年11月11日（月）から11月14日（木）まで

6 応募団体数

1団体

7 指定管理者選定委員会

(1) 第1次審査 令和元年11月25日（月）1団体合格

(2) 第2次審査 令和元年12月23日（月）指定管理者候補者の選定

8 選定理由等

指定管理者選定委員会から次のような選定理由を付した答申を受けた。

選定に当たっては、応募団体から提出された事業計画書、年度別収支予算書、プレゼンテーション、ヒアリング等を基礎に選定基準に基づいて採点を行った結果、T A C・F C 東京・T G T S 共同事業体が指定管理者候補者として適していると判断した。なお、以下の点が評価できる。

(1) これまで長年にわたる本施設の指定管理者としての実績があり、類似施設の豊富な経験も有していること。

(2) 市のスポーツ推進計画と連動した事業展開が期待されること。

また、今後以下の点を要望する。

(1) 券売機等のキャッシュレス化の推進を図り、サービス向上に努めること。

(2) 市の長期修繕計画に基づく工事期間中も円滑な運営管理に努めること。

したがって、上記答申のとおり、TAC・FC東京・T G T S共同事業体を指定
管理者候補者として決定した。

指定管理者選定委員会第2次審査評価結果

評価項目	配点	指定管理者の候補者 TAC・FC 東京・TGT S共同事業体
1 適正な管理運営の確保（1人につき最高15点）	75	59
1 施設の設置目的にあった理念・運営方針を持っていること。		
2 施設の利用に関し公平性を維持する考え方と方策を持っていること。		
3 個人情報の保護及び情報公開について十分な配慮があり、必要な措置を講じていること。		
2 事業者の現状と実績（1人につき最高20点）	100	83
4 経営が安定しており、管理運営を継続的・安定的に行う能力を有すること。		
5 施設及び類似施設の管理運営に実績があり、評価を得ていること。		
6 類似事業での企画・実施の経験が豊富であること。		
7 障がい者の雇用等、福祉的雇用についての取組みをしていること。		
3 サービスの向上（1人につき最高30点）	150	123
8 サービス向上を実現する具体的な計画があること。		
9 利用促進を図る具体的な計画があること。		
10 事業計画が施設の設置目的にかなっており、内容が適切であること。		
11 施設の設備や機能を十分活用していること。		
12 利用者の要望の把握及びその対応策を講じていること。		
13 管理運営業務全般について、自らチェック・評価・改善する仕組みを有すること。		
4 効率的な運営（1人につき最高15点）	75	52
14 収支の見込みと事業計画が適正且つ実現可能であること。		
15 利用者の増加による収支状況の改善に向けた計画があること。		
16 経費縮減のための工夫がなされるなど効率的な運営の仕組みを有すること。		
5 安全で安定的な施設運営の継続的提供（1人につき最高20点）	100	83
17 施設の管理運営を行うに当たって、適切な職員配置がされ、勤務条件等関係法令が遵守されていること。		
18 施設管理手法及び維持管理体制が明確になっており、安全で安定的な施設管理ができること。		
19 ごみ減量、地球温暖化対策等、環境に配慮した取り組みを行っていること。		
20 事故の防止策がなされており、且つ災害、事故、突発的な傷病者が発生した場合等、緊急時の対策が十分であること。		
合計	500	400

※ 評価結果は、5人の委員が100点満点で採点し、合計500点満点で比較した。

小金井市教育相談所、もくせい教室の今後の在り方について

1 協議内容

小金井市教育相談所（以下「相談所」という。）、もくせい教室の今後の在り方については、以下の課題等を踏まえて、教育相談機能、もくせい教室機能、特別支援教育機能、教職員研修センター機能を有する新たな所管を設置し、総合的に業務を行うこととしたい。

2 相談所等の課題

(1) 相談所

ア 施設の老朽化

イ 相談件数の増加に対応できるスペースの確保

相談件数 1,418件（平成30年度）

ウ 特別支援教育等における指導室、学務課との連携

(2) もくせい教室

ア 施設の老朽化

イ 不登校児童生徒数の増加に伴う、活動スペースの確保

もくせい教室通室人数 40人（平成30年度）

ウ 指導室との連携

(3) 特別支援教育機能

ア 就学前は学務課、就学後は指導室、知能検査の実施は相談所と相談内容によって対応する窓口が異なり、所管が不明瞭

イ 所管が複数あることから、情報の連携が個人情報の関係等で困難な部分もあり、切れ目のない支援体制を構築するのが難しい。

(4) 教職員研修センター（以下「研修センター」という。）

ア 東小学校の児童数の増加に伴う、空き教室への対応

イ 指導室との連携

4 課題解決

(1) 施設の移転

施設の老朽化への対応が可能となるとともに、トイレなどの施設機能の向上が図れる。

また、相談、知能検査、もくせい教室の活動スペースの確保が可能となる。

(2) 組織変更

相談所、もくせい教室、特別支援教育の各業務を総合的に所管する組織を新たに設置することで、相談窓口の一本化が可能となり、就学前から中学校卒業までの切れ目のない支援体制を構築することができる。

5 課題解決以外のメリット

- (1) 相談所、もくせい教室、研修センターと3つの施設について分散管理から一括管理が可能となり、管理業務の軽減ができるとともに、公共施設を統合化することができる。
- (2) 支援が必要な児童生徒及び保護者に対して、チームによる支援が継続して可能となる。
- (3) 各専門職が集結することによる柔軟な人員配置が可能となる。

6 想定される経費

- (1) 施設の移転に伴う引越等の経費
- (2) ネットワーク等の整備の経費
- (3) スペース拡大に伴う、物品等の経費

成年年齢引き下げに伴う成人の日記念行事について

1 経緯

平成30年6月13日、民法の成年年齢を20歳から18歳に引き下げるなど的内容とする民法の一部を改正する法律が成立した。令和4(2022)年4月からの適用となる。

本市では、例年、当該年度中に成人になる人（20歳になる人）を対象として、成人の日記念行事を開催しているため、令和4年4月以降の成人の日の記念行事の実施について、対象者をどの年代の人に対するか等を検討する必要がある。

2 多摩地域の中で実施方法が決定している自治体

5市（武蔵野市・三鷹市・八王子市・町田市・国分寺市）が20歳での実施を決定し、発表している。

3 アンケートについて

- (1) 対象者：成人の日記念式典に参加した新成人
- (2) 実施方法：式典会場で、出席者全員にアンケートを配付し、式典閉会後に回収した。
- (3) 実施年度：平成30年度・令和元年度
- (4) アンケート用紙：別紙のとおり
- (5) アンケート結果：別紙のとおり

4 対象年齢別のメリット・デメリットについて

開催時期	メリット	デメリット
18歳になる年度	・成人になったという意識付けができる。	・成人の日に開催する場合、受験の直前になる。 ・夏や秋に開催する場合、学校の行事や、模試等に重なる可能性がある。 ・3学年が同時に対象になる令和4年度は、会場確保や当日の運営等に問題や混乱を生じる恐れがある。
20歳になる年度	・受験や就職の時期に重なることを避け、より多くの方に式典に参加してもらいやすい。	・成人になったという意識付けは、多少低くなる。 (ただし、喫煙・飲酒年齢等、20歳を維持されたものもあり。)

5 社会教育委員の会議（令和2年1月27日開催）での意見（まとめ）

- ・ 対象者の年齢については、18歳になる年度は、受験や就職など、人生の大変な選択をする時期でもあるため、今までとおり20歳になる年度での実施がよいという意見が大半を占めた。
- ・ 行事の存続についての検討もしたらどうかとの意見があったが、一生のうちの大変な行事であり、継続して行うことの支持する意見が多くあった。
- ・ その他の意見として、18歳になる人に向けて、成人になる意識付けや心構え、応援メッセージなどを伝えるため、リーフレットの送付等を行ったらどうかとの意見も複数あった。

成年年齢の引下げに伴う年齢要件の変更について

18歳に変わるもの

改正が必要なもの（「二十歳」などと規定）

- 登録水先人養成施設等の講師(水先法)
- 帰化の要件(国籍法)
- 社会福祉主事資格(社会福祉法)
- 登録海技免許講習実施機関等の講師(船舶職員及び小型船舶操縦者法)
- 登録電子通信移行講習実施機関の講師(船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律)
- 10年用一般旅券の取得(旅券法)
- 性別の取扱いの変更の審判(性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律)
- 人権擁護委員・民生委員資格(公職選挙法等の一部を改正する法律(平成27年法律第43号))

20歳が維持されるもの

改正が必要なもの（「未成年」などと規定）

- 養子をとることができる者の年齢(民法)
- 喫煙年齢(未成年者喫煙禁止法:題名を改正)
- 飲酒年齢(未成年者飲酒禁止法:題名を改正)
- 小児慢性特定疾病医療費の支給に係る患児の年齢等(児童福祉法)
- 勝馬投票券の購入年齢(競馬法)
- 勝者投票券の購入年齢(自転車競技法)
- 勝車投票券の購入年齢(小型自動車競走法)
- 勝舟投票券の購入年齢(モーターボート競走法)
- アルコール健康障害の定義(アルコール健康障害対策基本法)

改正が不要なもの（「未成年者」などと規定）

- 分籍(戸籍法)
- 公認会計士資格(公認会計士法)
- 医師免許(医師法)
- 歯科医師免許(歯科医師法)
- 獣医師免許(獣医師法)
- 司法書士資格(司法書士法)
- 土地家屋調査士資格(土地家屋調査士法)
- 行政書士資格(行政書士法)
- 薬剤師免許(薬剤師法)
- 社会保険労務士資格(社会保険労務士法) 等約130法律

改正が不要なもの（「二十歳」などと規定）

- 児童自立生活援助事業の対象となる者の年齢(児童福祉法)
- 船長及び機関長の年齢(船舶職員及び小型船舶操縦者法)
- 猶銃の所持の許可(銃砲刀剣類所持等取締法)
- 国民年金の被保険者資格(国民年金法)
- 大型、中型免許等(道路交通法)
- 特別児童扶養手当の支給対象となる者の年齢(特別児童扶養手当等の支給に関する法律)
- 指定暴力団等への加入強要が禁止される者の年齢(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律) 等約20法律

※ そのほか、恩給法等の一部を改正する法律(昭和51年法律第51号)、児童虐待の防止等に関する法律、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律等についても規定の整理を行った。

令和元年度 成人の日記念行事アンケート

(令和2年1月13日実施)

必要事項に○印や、ご意見をご記入ください。アンケートは、今後の参考とさせていただきます。

- 1 あなたの性別を教えてください。

男 · 女

- 2 本日の式典内容について、以下の項目をそれぞれ5段階で評価してください。

悪い 普通 良い

	1	2	3	4	5
新成人のことば					
抽選会					
ビデオメッセージ					
記念品					
会場について					
全体的に					

- 3 本日の記念行事に対するご意見やご感想など、ご自由にお書きください。

民法の一部を改正する法律が成立し、令和4年4月1日から成年年齢が20歳から18歳に引き下がることが決定しました。日程を検討するための今後の参考とさせていただくため、本日、ご参加されました皆様のお考えやご意見を是非お聞かせください。

成人の日記念行事が開催される時期について、どう考えますか。①～③のそれぞれの箇所に○印をつけてください。また、その他の時期がよいのではないか等のご意見があればご記入ください。

①	18歳になる年度の成人の日	参加しやすい	参加しにくい	わからない
②	19歳になる年度の成人の日	参加しやすい	参加しにくい	わからない
③	20歳になる年度の成人の日（今回と同じ）	参加しやすい	参加しにくい	わからない

上記の日程以外で、参加しやすい日程があればご記入ください。また、上記の日程を含め、その時期がよいと思う理由等があればご記入ください。

ご協力ありがとうございました。

成人の日記念事業実行委員会

成人の日記念行事新成人アンケートについて（まとめ）

<平成30年度> 平成31年1月14日開催

1 アンケート回答者数

	アンケート回答者数	回答者のうち実施時期回答者数
男性	67人	63人
女性	71人	60人
性別記載なし	1人	1人
合計	139人	124人

2 実施時期について（アンケート回答者のうち実施時期無回答者を除く。）

・男性

	参加しやすい	参加しにくい	わからない	無回答
18歳になる年度	14人	28人	18人	3人
19歳になる年度	16人	19人	25人	3人
20歳になる年度	48人	4人	11人	0人

・女性

	参加しやすい	参加しにくい	わからない	無回答
18歳になる年度	4人	35人	17人	4人
19歳になる年度	7人	27人	22人	4人
20歳になる年度	50人	3人	7人	0人

・性別無記入

	参加しやすい	参加しにくい	わからない	無回答
18歳になる年度		1人		
19歳になる年度		1人		
20歳になる年度	1人			

●合計

	参加しやすい	参加しにくい	わからない	無回答
18歳になる年度	18人	64人	35人	7人
	14.5%	51.6%	28.2%	5.6%
19歳になる年度	23人	47人	47人	7人
	18.5%	37.9%	37.9%	5.6%
20歳になる年度	99人	7人	18人	0人
	79.8%	5.6%	14.5%	0.0%

3 実施時期についての自由意見（まとめ）

- ・18歳は受験があるため、参加できない。
- ・19歳は浪人している人が参加できない。
- ・全国の都市が18歳で統一されるならば、18歳にするのも良いかと思う。
- ・浪人している人もいるから20歳がよい。
- ・次の日に学校があるので大変。日曜日がよい。
- ・冬のこの時期は、大学の試験の時期にかかわってくる。
- ・高校卒業前は、仕事などによる不参加が少ないとと思う。
- ・冬休み期間がよい。

成人の日記念行事新成人アンケートについて（まとめ）

<令和元年度> 令和2年1月13日開催

1 アンケート回答者数

	アンケート回答者数	回答者のうち実施時期回答者数
男性	44人	41人
女性	49人	48人
性別記載なし	2人	2人
合計	95人	91人

2 実施時期について（アンケート回答者のうち実施時期無回答者を除く。）

・男性

	参加しやすい	参加しにくい	わからない	無回答
18歳になる年度	3人	17人	18人	3人
19歳になる年度	4人	12人	22人	3人
20歳になる年度	33人	1人	7人	0人

・女性

	参加しやすい	参加しにくい	わからない	無回答
18歳になる年度	8人	24人	13人	3人
19歳になる年度	8人	16人	21人	3人
20歳になる年度	42人	2人	4人	0人

・性別無記入

	参加しやすい	参加しにくい	わからない	無回答
18歳になる年度		2人		
19歳になる年度		2人	1人	
20歳になる年度	2人		1人	

●合計

	参加しやすい	参加しにくい	わからない	無回答
18歳になる年度	11人	43人	31人	6人
	12.1%	47.3%	34.1%	6.6%
19歳になる年度	12人	30人	44人	6人
	13.2%	33.0%	48.4%	6.6%
20歳になる年度	77人	3人	12人	0人
	84.6%	3.3%	13.2%	0.0%

3 実施時期についての自由意見（まとめ）

- ・受験生・浪人生のことを考えると、20歳がよいと思う。
- ・18歳は受験があるため難しいと思う。
- ・20歳という節目の年だからこそ集まりたい。
- ・20歳になるタイミングは、受験が終わり、学校生活にも慣れているため。
- ・18歳になる年度の夏か、その次の年度。
- ・成人の日の前日がよいと思う。女性は特に着物等で疲れるため。
- ・2月～3月は学校が休みで参加しやすい。
- ・夏休みは時間がある。

令和元年度 小金井市教育委員会児童・生徒表彰 表彰者一覧

該当者・団体 14件

学校名	学年	氏名・団体名	表彰内容
第一小学校			
第二小学校	一	小 金 井 ハンドボールクラブ	第35回関東少年少女ハンドボール大会 女子の部 優勝
第四小学校			
前原小学校			
第二小学校	5年	島 田 麻 央	第23回全日本フィギュアスケートノービス選手権大会 ノービスB女子 1位
第二小学校	6年	杉 山 璃 紗	2019年度東京都明るい選挙ポスターコンクール 小学校高学年部門 東京都最優秀賞
第二小学校	6年	松 浦 歌 音	第35回若葉カップ全国小学生バドミントン記念大会 クラブ対抗団体戦 女子の部 優勝
前原小学校	5年	野 口 智 壮	第39回全日本バレーボール小学生大会 男子 優勝
第一中学校	1年	山 田 夏 歌	第9回ミラノ国際ジュニアピアノコンクール カテゴリーF(12~13歳) 第1位 アッソルート受賞
第一中学校	一	テニス部 男 子	令和元年度多摩地区中学校新人テニス大会本戦(団体戦) 優勝
第一中学校	3年	中 山 陽	第72回関東中学生テニス選手権大会 男子シングルス 出場
東中学校	2年	飯 簠 希	第67回東京都中学校学年別水泳競技大会 2年女子 自由形 50m 第3位
東中学校	3年	竹 鳴 結 美	第7回多摩地区新聞感想文コンクール 中学生の部 金賞
緑中学校	1年	吉 川 佐 和 子	令和元年度薬物乱用防止ポスター・標語 東京都選考 標語部門 優秀賞
緑中学校	2年	山 下 理 紗	2019年度東京都明るい選挙ポスターコンクール 中学校部門 東京都最優秀賞
緑中学校	3年	安 藤 萌 杏	太陽生命カップ2019 第10回全国中学生ラグビーフットボール大会 第3ブロック女子の部 優勝
南中学校	3年	安 斎 さくら	令和元年度全国中学生人権作文コンテスト東京都大会 最優秀賞(東京法務局長賞)

報告事項 5 資料

令和2年2月17日
学校教育部指導室

令和元年度 働き方改革キャンペーンについて

1 目的

1日あたりの在校時間が12時間以上の教員をゼロにする。

学校教育の質の向上を図るには、教員が子どもたちと向き合う時間を確保し、誇りとやりがいをもつことができる環境を確保する必要がある。教員一人一人の心身の健康保持の実現と、誇りとやりがいを持って職務に従事できる環境を整備することにより、学校教育の質の維持向上を図る。

2 期間

令和元年11月1日（金）～30日（土）の1ヶ月間

3 内容

- (1) 教員の勤務時間をタイムカードにより客観的に把握し、教員が時間を意識した仕事を行う契機とした。
- (2) 長時間労働という働き方を改善することで、ワーク・ライフ・バランスの実現を果たしていくことの大切さを、校長から教員に機会を捉え話した。

4 方法

1ヶ月間教員がタイムカードで自身の勤務時間管理をした。土日休日の学校への出勤についても、在校時間に含めた。在校時間の合計を勤務しなければならない日数で割った。

5 対象

市立小・中学校の全教員（時間講師を除く・臨時の任用教員を含む）

6 回収数（対象者 405人）

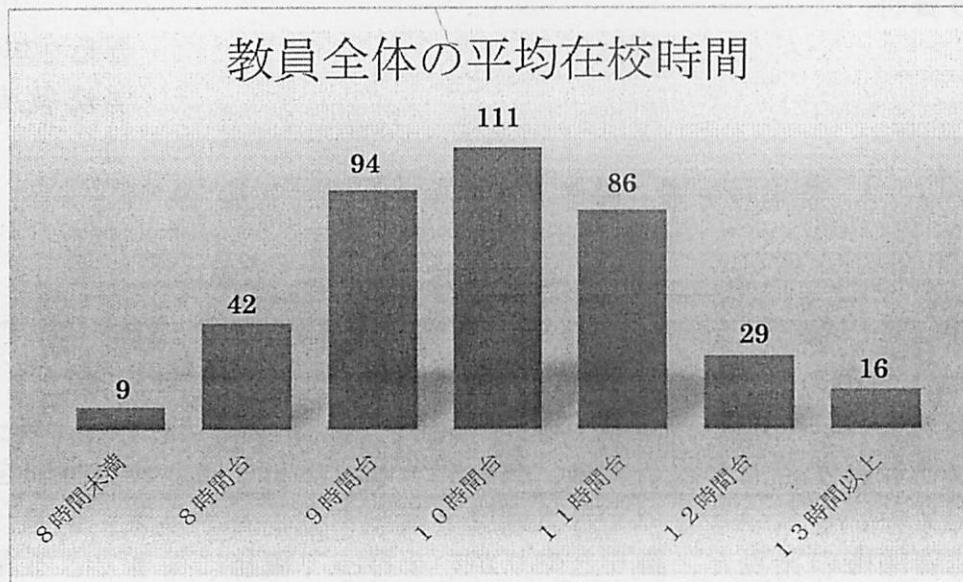
小学校計 257人 中学校計 130人 合計 387人

※ 未回収は産休育休中、病休中等の教員

7 結果

1日あたりの在校時間が12時間を超える教員は11.6%

※昨年度の働き方改革キャンペーン時の調査では14.1%



8 昨年度との比較

(1) 教員の1日当たりの平均在校時間

	平成30年度	令和元年度
全体	10時間38分	10時間28分
小学校	10時間29分	10時間26分
中学校	10時間56分	10時間32分
副校長	11時間37分	11時間33分

(2) 1日当たりの在校時間が12時間を超える教員の割合

	平成30年度	令和元年度
全体	14.1%	11.6%
小学校	10.4%	7.9%
中学校	21.4%	19.2%
副校長	21.4%	35.7%

9 まとめ

本市の働き方改革の評価指標である「12時間以上の在校時間の教員の割合」が昨年度14.1%から2.5ポイント減って11.6%であった。教員全体の平均在校時間が10分減った。これは、各学校において、校長のリーダーシップのもと教員業務の見直し、ワーク・ライフ・バランスの実現を果たしていくことの大切さを、校長から教員に機会を捉え話すなどの成果であると考える。

一方、1日の平均在校時間12時間を超える教員が市全体で45人いることや12時間を超える副校長の割合が増加していることなどが課題として残っている。働き方改革の取り組みの更なる充実を図っていく。



東京2020オリンピック聖火リレー 小金井市 聖火リレーサポーター募集

活動日・募集人数(予定)

令和2年7月15日(水)午後予定：380人程度

(注)別途活動説明会(5月下旬～6月下旬頃開催予定)あり

※応募者多数の場合、小金井市民(小金井在住・在勤・在学者)を優先に、小金井市教育委員会において決定します。

活動内容・活動時間：2時間～4時間程度予定

①活動場所(予定)

市内の聖火リレーのコース沿道、セレモニー会場、聖火ランナー集合場所等

②活動内容(予定)

- ・聖火リレー沿道の走路管理、沿道周辺の観衆・雑踏の整理、資機材の設置、撤去のサポート
- ・セレモニー会場及び聖火ランナー集合場所における運営補助や案内等
- ・各活動場所における準備業務補助、後片付け及びゴミ拾い 等

応募可能な方：次の全てに当てはまる方

- ①令和2年4月1日現在で満15歳以上(中学生は不可)の方
- ②日本国籍を有する方又は日本に居住(在留)する資格を有する方
- ③日本語による簡単な会話(意思疎通)ができる方
- ④小金井市及び東京都聖火リレー実行委員会が指定するボランティア活動をしていただける方
- ⑤聖火リレー実施日前に実施する活動説明会に必ず参加できる方

サポーターの皆様には、
Tシャツ、キャップを
お渡しし、着用の上
活動いただく予定です！

申込方法

申込用紙(市HPからダウンロード又は生涯学習課・体育施設にて順次配布)に必要事項を記入し、郵送、メール、FAX又は直接市役所第二庁舎7階生涯学習課に提出

提出先 〒184-8504(住所不要)

令和2年3月31日(火)必着

生涯学習課スポーツ振興係「聖火リレーサポーター担当」
(FAX)042-383-1133 (メール)k020299@koganei-shi.jp

※令和2年4月下旬頃結果通知予定

聖火リレーの概要は
裏面へ

詳細は、市HP又は生涯学習課へ

☎042-386-2462



東京2020オリンピック聖火リレー 小金井市 聖火リレー 概要

実施日程 令和2年7月15日（水）

市内走行ルート



出発地	到着地
栗山公園	武蔵小金井駅南口コミュニティ広場2号

栗山公園 → 東大通り → 東小金井駅前
→ 梶野通り → 北大通り → 小金井街道
→ 武蔵小金井駅南口ロータリー
→ 武蔵小金井駅南口コミュニティ広場2号



東京2020オリンピック競技大会 自転車競技（ロード）コースサポーター募集

活動日・募集人数（予定）※多数選考

- ①令和2年7月25日（土）：21人
- ②令和2年7月26日（日）：35人

東京2020大会の競技運営を担っていただくボランティアです。

活動内容：小金井市内で1日当たり4時間程度

軽微な資機材の設置、撤去サポート、観戦者、一般歩行者等の整理・案内、コース内等への進入抑止、信号のない交差点、歩道橋等通行制限の案内等

応募可能な方：次の全てに当てはまる方

- ①令和2年度末時点で満16歳以上（中学生は不可）の方
- ②日本国籍を有する方又は日本に居住する資格を有する方
- ③競技実施前に実施する活動説明会（令和2年6月13日（土）予定）に必ず参加できる方

申込方法

申込用紙（市HPからダウンロード又は生涯学習課・体育施設にて配布）に必要事項を記入し、郵送、メール、FAXまたは直接市役所第二庁舎7階生涯学習課に提出

提出先 〒184-8504（住所不要）

生涯学習課スポーツ振興係「コースサポーター担当」

（FAX）042-383-1133 （メール）k020201@koganei-shi.jp

令和2年3月31日（火）必着

※令和2年4月下旬～5月中旬頃結果通知予定

自転車競技（ロード）の概要は裏面へ

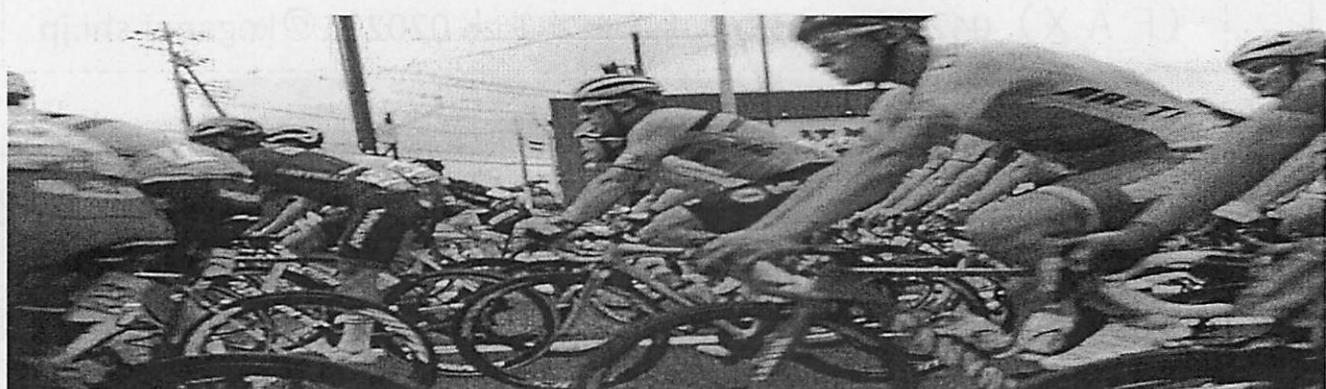
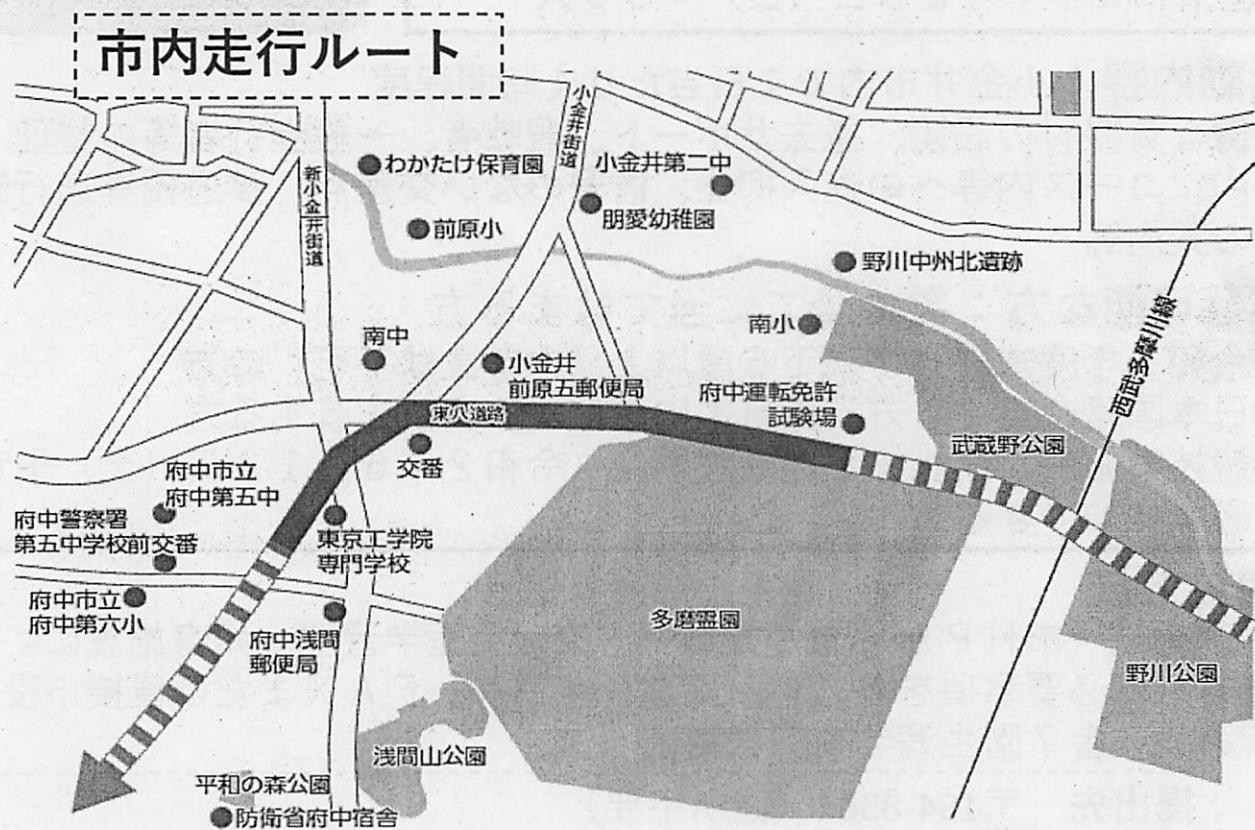
詳細は、市HP又は生涯学習課へ
☎042-386-2462



東京2020オリンピック競技大会 自転車競技（ロード）概要

競技日程	男子：令和2年7月25日（土）11:00～18:15 女子：令和2年7月26日（日）13:00～17:35
競技会場	スタート：武蔵野の森公園 ゴール：富士スピードウェイ（静岡県小山町）

自転車競技（ロード）は、一般道路を使い、男子は約250km、女子は約150kmのコースを一斉スタートしてゴールへの着順を競う、同じ国の選手のチームワークが光る種目であり、開会式翌日から実施されます。



教育委員会の今後の日程

令和2年2月17日

会議名	日時	場所
市町村教育委員研究協議会（第4回）	2月21日（金） 午後1時00分	文部科学省 東館講堂及び会議室
中学校卒業式	3月19日（木）	各中学校
小学校卒業式	3月25日（水）	各小学校
第2回総合教育会議	3月26日（木） 午後1時30分	商工会館
第3回教育委員会定例会	3月27日（金） 午後1時30分	801会議室
退職 校長・副校長の市長への挨拶	3月31日（火）	庁議室
新補・転補 校長・副校長辞令伝達式 及び市長への挨拶	4月1日（水）	庁議室
小学校入学式	4月6日（月）	各小学校
中学校入学式	4月7日（火）	各中学校
第4回教育委員会定例会	4月14日（火） 午後1時30分	801会議室
東京都教育施策連絡協議会	4月21日（火） 午後2時00分	中野サンプラザ
東京都市町村教育委員会連合会 第1回常任理事会・理事会	4月22日（水）	東京自治会館
第5回教育委員会定例会	5月12日（火） 午後1時30分	801会議室